

別 表

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会費基準

【会員の種類】

1 普通会員（第3条関係）

(1) 社会福祉事業又は介護保険事業を実施する社会福祉施設又は事業所

ア 入所施設

施設定員	会費基準
1～10名	15,600円
※以降10名以内の定員増毎に1,200円を加算する。	

イ 通所施設、小規模施設又は事業所

施設定員	会費基準
1～10名	2,600円
※以降10名以内の定員増毎に600円を加算する。	

ウ その他施設又は事業所

区 分	会費基準
医療保護施設	定額 9,000円
在宅介護支援センター等 相談支援事業等	定額 3,000円

(2) 民生委員・児童委員等の社会奉仕者又はその団体

区 分	会費基準
民生委員・児童委員	1人 700円
社会奉仕者又はその団体	1人 700円

(3) 市町村社会福祉協議会

区 分	会費基準
合併市町村社会福祉協議会	団体割＋世帯割 1世帯あたり6円 ・「団体割」は、合併前の市町村社会福祉協議会の平均割の合計
市社会福祉協議会	平均割 65,000円＋世帯割 1世帯あたり6円
町社会福祉協議会	平均割 43,000円＋世帯割 1世帯あたり6円
村社会福祉協議会	平均割 39,000円＋世帯割 1世帯あたり6円

(4) 社会福祉関係行政機関及び市長会等公共的団体

会費免除

(5) 更生保護事業施設又は更生保護事業団体

区 分	会 費 基 準
施設又は団体	定額 10,000円

(6) 社会福祉に関する活動を行う団体

区 分	会 費 基 準
団 体	一口 10,000円

2 賛助会員（第4条関係）

区 分	会 費 基 準
団 体 等	一口 10,000円
個 人	一口 1,000円